

1 **【刑事訴訟法】**

2
3 次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

4
5 **【事例】**

6 1 司法警察員Pは、令和4年7月1日にH県内の飲食店で甲が同店店員の顔面を殴打した（以下
7 「本件暴行」という。）という事件を捜査し、甲を逮捕することなく、H地方検察庁検察官Qに同
8 事件を送致した。しかし、甲は、まもなく所在不明となった。

9 2 その後、同年8月20日、H県内で、V方に何者かが侵入し、Vの顔面を多数回殴打してその
10 両手両足をひもでしばるなどの暴行を加え、V所有の高級腕時計を奪い、その際、Vに障害を負
11 わせた（以下「本件住居侵入・強盗致傷」という。）という事件が発生した。そして、Vの供述等
12 から、実行犯は1人であることが想定された。Pは、同事件が発生した直後、実行犯とは容ぼう
13 が異なる甲が同腕時計を中古品買取店に売却した事実を把握し、甲が同事件の実行犯と共犯関係
14 にあるとの嫌疑を抱いた。なお、捜査の過程で、甲の所在は判明したが、実行犯の氏名や住居等
15 は判明しなかった。

16 そこで、Pは、同年9月7日、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の逮捕状を請求し、その発
17 付を受け、甲を通常逮捕し、同月9日、Qに送致した。Qは、同日、①H地方裁判所裁判官に対し、
18 本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の勾留を請求した。

19 3 甲は、逮捕・勾留中、一貫して黙秘した。Pは、その間、甲の所持する携帯電話機や甲方から
20 押収したパソコン等の解析、甲と交友関係にある者の取調べ、V方周辺の防犯カメラに映ってい
21 た不審者に関する更なる聞き込みなどの捜査をしたが、実行犯の氏名及び所在も前記腕時計が甲
22 に渡った状況等も判明しなかった。

23 そのため、Qは、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲について公判請求するのは困難であると
24 考え、勾留延長期間が満了する同月28日、甲を釈放した。

25 4 乙は、同年10月6日、別事件で逮捕され、その後の取調べにおいて、Pに対し、本件住居侵
26 入・強盗致傷について、V方に侵入して金品を強取することを甲と相談し、乙が実行し、甲が換
27 金する旨の役割分担をして犯行に及んだことを供述した。

28 そして、Pが乙を逮捕した際に押収した乙の携帯電話機を解析したところ、本件住居侵入・強
29 盗致傷について、甲との共謀を裏付けるメッセージのやりとりが記録されていることが分かった。

30 そのため、Pは、甲に対する嫌疑が高まったと考えて、同月19日、本件住居侵入・強盗致傷
31 の事実につき、改めて逮捕状を請求し、その発付を受け、甲を通常逮捕した上、同月21日、Q
32 に送致した。そして、Qは、同日、②H地方裁判所裁判官に対し、本件住居侵入・強盗致傷の事
33 実で甲の勾留を請求した。

34
35 **【設問1】**

36 下線部①につき、仮に検察官が本件住居侵入・強盗致傷の事実と本件暴行の事実を付加して甲の
37 勾留を請求した場合、裁判官は甲を本件住居侵入・強盗致傷の事実及び本件暴行の事実で勾留する
38 ことができるかについて論じなさい。ただし、各事実につき、勾留の理由及び必要性はあるもの
39 とする。

40
41 **【設問2】**

42 下線部②につき、裁判官は甲を勾留することができるかについて論じなさい。

[解説]

設問1

設問1では、逮捕前置主義（刑事訴訟法207条1項参照）との関係で、検察官が逮捕被疑事実である本件住居侵入・強盗致傷の事実、逮捕を経ない本件暴行の事実を付加して被疑者の勾留を請求した場合に、裁判官が逮捕を経ている本件住居侵入・強盗致傷の事実及び逮捕を経ない本件暴行の事実で勾留することができるかが問われている。

なお、設問1では「ただし、各事実につき、勾留の理由及び必要性はあるものとする。」とあるから、論点の前提として勾留の理由（207条1項本文・60条1項柱書、60条1項各号）及び勾留の必要性（207条1項本文・87条1項参照）について言及する必要はなく、上記の論点についてのみ言及すれば足りる。

1. 逮捕前置主義

207条1項は、勾留請求を「前三条の規定」すなわち被疑者の逮捕及び逮捕後の諸手続を経ることによってのみ認めているから、被疑者勾留をするには、同一事件について既に逮捕が先行していることが必要である。これを、逮捕前置主義という。

逮捕前置主義の趣旨（実質的理由）については、被疑者の身体拘束について二重の司法審査を経させることにあるとする見解もある。

しかし、この見解によると、逮捕の際に司法審査を経ない現行犯逮捕・準現行犯逮捕や、逮捕と勾留とでは身体拘束期間が異なることを十分に説明することができない。

そこで、逮捕前置主義の趣旨については、捜査の初期段階では、事情変更が生じやすく、犯罪の嫌疑や身体拘束の必要性は流動的であるため、まずは短期の身体拘束である逮捕を先行させ、その間にできる限り捜査を尽くさせ、それでも犯罪の嫌疑及び身体拘束の必要性がある場合にはじめて長期の身体拘束である勾留を認めることにより、不必要な長期拘束を回避し、被疑者の人身の保護を全うするとの見解によるべきである。

2. 被疑事実の同一性

前記1で述べた逮捕前置主義の趣旨からすれば、逮捕前置主義を満たすためには、逮捕と勾留の被疑事実が同一であることを要する。そうでなければ、逮捕中の捜査により嫌疑や身体拘束の必要性が消滅する場合があるという関係が成り立たないからである。

もともと、逮捕の基礎とされた事実と勾留の基礎とされる事実とが完全に一致することまでは不要であり、逮捕前置主義の趣旨に照らして、両事実の間に、後者についても逮捕中に捜査がなされたと評価できる程度の事実の共通性があれば、被疑事実の同一性を認めてよい。

例えば、下級審裁判例では、①「刑事訴訟法が、逮捕前置主義を採用し、逮捕事実と勾留請求事実に同一性が認められない限り、勾留請求を却下すべきとしているのは、逮捕状請求と勾留請求の二段階において、司法審査を行うこと

判例講座 71～72 頁、リークエ 85 頁、事例演習 62 頁、酒巻 71 頁

判例講座 71～72 頁

判例講座 I 72～74 頁

名古屋地決 H20.6.26

により、勾留という被疑者にとって長期間に及ぶ身柄拘束について、慎重な審査を行うためであると解される。そうすると、被疑事実の同一性を判断するには、単に事実同士の日時や場所といった形式的な点を重視し、被疑事実が両立するかどうかを判断するのではなく、もう一度、逮捕手続から司法審査をする必要があるのか、あるいは、同一の手続内で処理することが可能であるのかといった観点から、被疑事実の背景となる事情、被疑者の弁解の状況などを総合的に考慮し、基本的事実の同一性があるのかどうかを判断する必要がある。」と判示した上で、②「本件逮捕事実と本件勾留請求事実とは、所持の日時、場所、態様において、差異が認められるものの、本件勾留請求事実において所持の対象となった覚せい剤の一部が、被疑者らによって使用され、その残りが本件逮捕事実において所持の対象となった覚せい剤にあたるという関係にある。そうすると、社会的にみれば、本件逮捕事実と本件勾留請求事実とは、両立する関係にあり、同一性に欠けるとの評価もできなくはないが、法律的に評価すると、本件勾留請求事実における覚せい剤の所持が継続し、その一連の行為の中に、本件逮捕事実における覚せい剤の所持は評価し尽くされるものとみるべきである。そうすると、両事実とは、法的には同一の事実と評価すべきものであり、基本的事実の同一性が認められる。」と判示し、本件逮捕事実が本件勾留請求事実の一部を構成する関係にあることに着目し、本件勾留請求事実とは本件逮捕事実の経緯に関わるものとして逮捕段階で捜査が当然に及ぶ関係にあったと評価し、被疑事実の同一性を認めている。

3. 被疑事実の変動

逮捕前置主義を満たすためには、逮捕の基礎とされた事実と勾留の基礎とされる事実との間の前記2の意味での同一性が認められることを要する。

もっとも、両事実の間に同一性がなくても例外的に勾留を認めることができるかが問題となる場面がある。

(1) 被疑事実を切り替えることによる勾留の可否

A事実で逮捕中に、A事実とは同一性を欠くB事実についての嫌疑が生じた場合に、被疑事実をA事実からB事実へ切り替えて、B事実で直ちに（＝逮捕を先行させることなく）勾留することができるかという問題がある。

確かに、逮捕前置主義を貫いてB事実での勾留を否定すると、B事実について逮捕からやり直すことになるところ、これでは逆に被疑者の身体拘束期間が長くなるとして、B事実について逮捕を経ないで勾留することを認めるべきだとする見解もある。

しかし、被疑者の身体拘束期間が短くなる可能性を理由に逮捕を経ない勾留を認めることは、逮捕前置主義自体の否定と同じであり、現行刑訴法の解釈としては採用できない。

逮捕前置主義の趣旨からすれば、逮捕後に嫌疑や身体拘束の必要性が消滅して勾留を経ることなく早期に釈放される可能性を奪うべきではないとの理由から、B事実について逮捕を経ないで勾留することは否定すべきである。

判例講座 74～75 頁、酒巻 72 頁、
リークエ 85～86 頁、池田・前田 149
頁

(2) 逮捕の基礎となった事実と別事実を付け加えて勾留することの可否

A事実で逮捕した後に、A事実とB事実を付け加えて勾留請求がなされた場合に、A事実のみならずB事実についても勾留することができるかという問題もある。設問1で問われている論点は、(2)である。

仮にB事実について逮捕が先行していないことを理由として勾留を否定しても、逮捕を先行しているA事実で勾留がなされる以上、被疑者の身体拘束は継続する。他方で、B事実についても勾留を認めれば、B事実による逮捕の分だけ、被疑者の身体拘束期間が短くなる。このように、B事実による勾留を認める場合、身体拘束期間が短くなって被疑者の利益となる余地がある一方で、(1)の場合と異なり、被疑者から逮捕後に嫌疑や身体拘束の必要性が消滅して勾留を経ることなく早期に釈放される可能性を奪うという事態にはなり得ない。

そこで、逮捕被疑事実であるA事実と逮捕を経ていないB事実を付加して勾留することは認められるべきである。

したがって、仮に検察官が本件住居侵入・強盗致傷の事実と本件暴行の事実を付加して甲の勾留を請求した場合、裁判官は甲を本件住居侵入・強盗致傷の事実及び本件暴行の事実で勾留することができる。

設問2

甲は、本件住居侵入・強盗致傷の事実で逮捕及び勾留をされ、釈放された後で、再び本件住居侵入・強盗致傷の事実について勾留を請求されている。このように、設問2では、一罪一逮捕・一勾留の原則との関係で、同一被疑事実についての再勾留の可否が問われている。

なお、設問2では、設問1と異なり、「勾留の理由及び必要性はあるものとする。」といった指示がないため、再勾留の可否の論点に入る前に、勾留の理由(207条1項本文・60条1項柱書、60条1項各号)及び勾留の必要性(207条1項本文・87条1項参照)についても言及するべきである。

1. 一罪一逮捕・一勾留の原則

逮捕・勾留には、①重複逮捕・重複勾留の禁止の原則(=同一事件による逮捕・勾留を同時に行うことの禁止)と、②再逮捕・再勾留の禁止の原則(=同一事実について逮捕・勾留終了後に更に逮捕・勾留することの禁止)があり、一罪一逮捕一勾留の原則について、①の意味で用いる見解と、①・②の両方を含むものとして理解する見解がある。

本解説では、一罪一逮捕一勾留の原則について①・②の両方を含む理解に立っている。

なお、①・②いずれの場合でも、同原則違反の検討に入る前提として、先行する逮捕・勾留と後行する逮捕・勾留とが刑法上の明文上の要件を満たすことを認定する必要がある。

事例演習 74 頁

2. 再逮捕・再勾留禁止の原則

再逮捕・再勾留は、先行する逮捕・勾留の失効後に、同一事件について逮捕・勾留を行うことである。

例えば、嫌疑不十分で勾留期間満了後に処分保留のまま「釈放」された後に同一事件について逮捕・勾留する事案では、再逮捕・再勾留の原則が問題となる。

(1) 再逮捕・再勾留禁止の原則が適用される範囲

逮捕・勾留の不当な蒸し返しによる身体拘束に関する厳格な時間制限(203条ないし208条)の潜脱を防止することを趣旨として、再逮捕・再勾留禁止の原則がある。

そして、同原則の対象となる一罪は、実体法上の一罪を意味すると解する。

国家の刑罰権が一個しか生じない実体法上の一罪は、刑罰権の実現過程である捜査段階の手続でも一個のものとして取り扱われるべきだからである。

もっとも、法は不可能な同時処理を国家機関に負わせることができないから、同時処理が不可能であった事実には同原則が及ばないと解する。

(2) 再逮捕・再勾留禁止の原則の例外

まず、捜査の流動性及び199条3項・規則142条1項8号が再逮捕を前提としていることを根拠として、再逮捕は、①逮捕後の事情変更によるその必要性(新証拠の発見等による犯罪の嫌疑の復活、逃亡・罪証隠滅のおそれの再発生)と、②①の必要性和被疑者の不利益性を比較衡量して再逮捕が相当であるといえることの2つを要件として、許容されると解する。

次に、勾留と逮捕の密接不可分性から、再勾留も、①・②を要件として許容されると解する。もっとも、逮捕に比べて勾留の拘束期間が長いことに鑑み、再勾留における①・②は再逮捕よりも厳格に判断されるべきである。

①は、逮捕・勾留の蒸し返しとはいえないことを内容とする要件である。その判断に際しては、新たに生じたとされる事情が、当初の逮捕・勾留中に捜査が及んでしかるべきものではなかったという意味で、先行する逮捕・勾留中の捜査経過も考慮されることになる。再勾留との関係でいえば、①は、法が勾留期間を限定した趣旨に反しない範囲で再勾留を認めるという観点から必要とされるものである。

②のうち、再勾留の必要性では、事案の重大性も考慮される。被疑者の不利益の判断においては、当初の勾留期間も考慮される。例えば、当初の勾留において、期間延長(208条1項)により20日間の勾留がなされているような場合には、被疑者の不利益が大きいため、勾留延長がなかった場合に比べて、再勾留の相当性が認められにくくなる。¹⁾

リークエ 90 頁

判例講座 I 83 頁

リークエ 91 頁

判例講座 I 83 頁

判例講座 I 83 頁

¹⁾ 通常の勾留の場合にその要件とされる、勾留の必要性(207条1項本文、87条1項-相当性)に対応するものである(判例講座 I 83 頁)。

[参考答案]

1 設問1

2 1. 被疑者勾留をするには、被疑者について逮捕が先行していることを要し、これを逮捕前置主義とい
3 う（刑事訴訟法207条1項参照）。

4 逮捕前置主義の趣旨については、捜査の初期段階では、事情変更が生じやすく、犯罪の嫌疑や身体
5 拘束の必要性は流動的であるため、まずは短期の身体拘束である逮捕を先行させ、その間にできる限
6 り捜査を尽くさせ、それでも犯罪の嫌疑及び身体拘束の必要性がある場合にはじめて長期の身体拘
7 束である勾留を認めることにより、不必要な長期拘束を回避し、被疑者の人身の保護を全うすること
8 があると解する。

9 この趣旨からすれば、逮捕前置主義を満たすためには、逮捕と勾留の被疑事実が同一であることを
10 要する。そうでなければ、逮捕中の捜査により嫌疑や身体拘束の必要性が消滅する場合があるという
11 関係が成り立たないからである。もっとも、逮捕の基礎とされた事実と勾留の基礎とされる事実とが
12 完全に一致することまでは不要であり、逮捕前置主義の趣旨に照らして、両事実の間に、後者につい
13 ても逮捕中に捜査がなされたと評価できる程度の事実の共通性があれば、被疑事実の同一性を認め
14 てよい。

15 本件暴行の事実は、令和4年7月1日にH県内の飲食店で甲が同店店員の顔面を殴打したという
16 ものであるのに対し、本件住居侵入・強盗致傷の事実は、同年8月20日、H県内で、V方に何者か
17 が侵入し、Vの顔面を多数回殴打してその両手両足をひもでしばるなどの暴行を加え、V所有の高級
18 腕時計を奪い、その際、Vに障害を負わせたというものである。このように、両者は、一方が他方の
19 一部を構成するなどの関係にない。したがって、両者間には、前者についても後者の逮捕中の捜査が
20 及んでいないと評価できるだけの事実の共通性はないから、被疑事実の同一性は認められない。

21 そうすると、本件住居侵入・強盗致傷の事実に本件暴行の事実を付加して勾留することは、逮捕が
22 先行していない事実について勾留するものとして、逮捕前置主義に違反し許されないはずである。

1 2. もっとも、逮捕の基礎とされた事実と勾留の基礎とされる事実との間の前記1の意味での同一性が
2 認められない場合でも、例外的に、逮捕被疑事実に逮捕を経していない別事実を付加して勾留すること
3 は認められないだろうか。

4 仮に付加事実について逮捕が先行していないことを理由として勾留を否定しても、逮捕被疑事実
5 で勾留がなされる以上、被疑者の身体拘束は継続する。他方で、付加事実についても勾留を認めれば、
6 付加事実による逮捕の分だけ、被疑者の身体拘束期間が短くなる。このように、付加事実による勾留
7 を認める場合、身体拘束期間が短くなって被疑者の利益となる余地がある一方で、身体拘束の基礎と
8 なる事実を切り替えてする勾留の場合と異なり、被疑者から逮捕後に嫌疑や身体拘束の必要性が消
9 滅して勾留を経ることなく早期に釈放される可能性を奪うという事態にはなり得ない。そこで、逮捕
10 被疑事実に逮捕を経していない別事実を付加して勾留することは、逮捕前置主義の趣旨に反しないた
11 め、許されると解する。

12 仮に検察官が本件住居侵入・強盗致傷の事実に本件暴行の事実を付加して甲の勾留を請求した場
13 合に、裁判官は甲を本件住居侵入・強盗致傷の事実及び本件暴行の事実で勾留することは、逮捕被疑
14 事実に逮捕を経していない別事実を付加して勾留するものとして、許される。

15 したがって、裁判官は上記の各事実で甲を勾留することができる。

16 設問2

17 1. まず初めに、下線部②の勾留について、被疑者勾留の要件を満たすことから論じる。

18 (1) Vの供述等から、本件住居侵入・強盗致傷の実行犯は1人であることが想定されており、Pは、
19 同事件が発生した直後、実行犯とは容ぼうが異なる甲が同腕時計を中古品買取店に売却した事実
20 を把握し、甲が同事件の実行犯と共犯関係にあるとの嫌疑を抱いた。甲は、当初の逮捕・勾留中、
21 一貫して黙秘しており、その間における捜査では、実行犯の氏名及び所在も被害品である腕時計が
22 甲に渡った状況等も判明しなかった。もっとも、甲を釈放した後、別事件で逮捕された乙の取調べ

1 において、本件住居侵入・強盗致傷について、V方に侵入して金品を強取することを甲と相談し、
2 乙が実行し、甲が換金する旨の役割分担をして犯行に及んだという共犯者乙の自白が得られると
3 ともに、乙の携帯電話機を解析したところ、本件住居侵入・強盗致傷について、甲との共謀を裏付
4 けるメッセージのやりとりが記録されていることが分かった。これにより、Pは、甲に対する嫌疑
5 が高まったと考えるに至った。したがって、甲が本件住居侵入・強盗致傷の「罪を犯したことを疑
6 うに足りる相当な理由」(207条1項本文、60条1項柱書)が認められる。

7 (2) 甲乙間の共謀を立証するうえで、乙の供述が重要な証拠となる。甲が当初の逮捕・勾留中、一貫
8 して黙秘をしていたことと、本件住居侵入・強盗致傷における強盗致傷の法定刑(刑法240条前
9 段)が重いことから、甲が刑罰を免れるために共犯者乙に対して威迫行為を行う可能性が高い。し
10 たがって、甲が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」(207条1項本文、60条1項2号)
11 が認められる。また、甲が刑罰を免れるために「逃亡し又は逃亡をすると疑うに足りる相当な理由」
12 (207条1項本文、60条1項3号)も認められる。

13 (3) 甲の罪証隠滅及び逃亡のおそれは高い一方で、甲が健康上の問題などにより特段大きな不利益を
14 被ることを窺わせる事情もないから、勾留の必要性(207条1項本文、87条1項参照)もある。

15 (4) 本件住居侵入・強盗致傷について逮捕が先行しているから、逮捕前置主義も満たす。

16 (5) 司法警察員Pは、10月19日に本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲を通常逮捕した上で、同月
17 21日、検察官Qに送致し、検察官Qは、同日、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の勾留を請求
18 しているから、203条1項の時間制限及び205条1項・2項の時間制限をいずれも満たしている。

19 2. 逮捕・勾留の不当な蒸し返しによる身体拘束に関する厳格な時間制限(203条以下)の潜脱を防止
20 することを趣旨として、再逮捕・再勾留禁止の原則がある。

21 下線部②の勾留は、本件住居侵入・強盗致傷の事実について甲を再び勾留する再勾留であるが、例
22 外的に許容されないだろうか。

1 (1) まず、捜査の流動性及び199条3項・規則142条1項8号が再逮捕を前提としていることを根
2 拠として、再逮捕は、①逮捕後の事情変更によるその必要性和、②①の必要性和被疑者の不利益性
3 を比較衡量して再逮捕が相当であるといえることの2つを要件として、許容されると解する。次
4 に、勾留と逮捕の密接不可分性から、再勾留も、①・②を要件として許容されると解する。もつと
5 も、逮捕に比べて勾留の拘束期間が長いことに鑑み、再勾留における①・②は再逮捕よりも厳格に
6 判断されるべきである。

7 (2) 甲は、当初の逮捕・勾留中、一貫して黙秘しており、実行犯の氏名及び所在も被害品である腕時
8 計が甲に渡った状況等も判明しなかったため、Qは、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲について
9 公判請求するのは困難であると考え、勾留延長期間の満了日に甲を釈放している。その後、乙の自
10 白及び携帯電話機の解析結果から、甲と乙が本件住居侵入・強盗致傷について共謀し、乙が犯行を
11 実行し、甲が換金する旨の役割分担をしたという事実が明らかになった。当初の逮捕・勾留に先立
12 つ捜査では、実行犯の氏名や住居等は判明しておらず、当初の逮捕・勾留中は甲が一貫して黙秘を
13 していたことから、新たに判明した上記事実について、当初の逮捕・勾留中の捜査によって明らか
14 にすることは困難であったといえる。したがって、勾留後の事情変更により甲を再勾留する必要性
15 が認められる(①)。

16 確かに、当初の勾留では、勾留期間が延長(208条2項)され、勾留期間が20日間にも及んで
17 いるから、再勾留により甲が被る不利益は大きい。しかし、勾留期間が延長された原因は、甲が一
18 貫して黙秘をしていたことにもあるのだから、甲には勾留延長による不利益を甘受せざるえない
19 事情もある。また、勾留の基礎となる事実は本件住居侵入・強盗致傷という重大犯罪であるから、
20 再勾留の必要性は高い。このため、再勾留の相当性も認められる(②)。

21 したがって、下線部②の勾留は、再勾留禁止の原則の例外として許容される。

22 3. よって、下線部②につき、裁判官が甲を勾留することができる。

以上